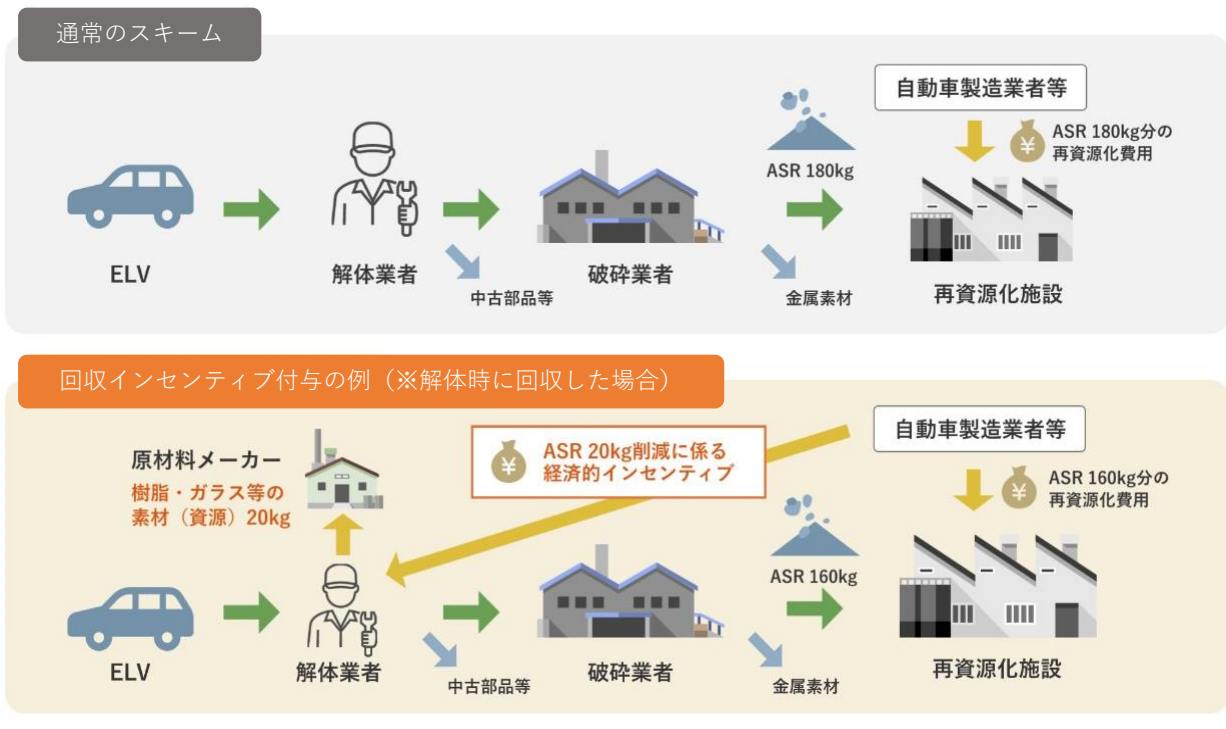


自動車リサイクル 資源回収インセンティブ制度 が始まります！

資源回収インセンティブ制度は、解体業者や破砕業者が破砕残さ（ASR）になる前に **樹脂やガラス**を回収した場合、その減量分に相当するASRリサイクル料金を、資源を**回収した事業者へ経済的インセンティブ**として付与する制度です。制度開始は、**2026年4月**を予定しています。



制度概要の概念図



資源回収インセンティブが目指すゴールは2つ！

- ASRの円滑な再資源化による自動車リサイクルの安定
- 再資源化の高度化及び再生材利用の促進による資源循環の発展

i

資源回収インセンティブ制度についての情報を集めた特設サイトを開設しています。

制度説明動画のほか、Q&A、参考情報等を随時掲載していきますので、是非ともご確認ください。

<https://www.jarc.or.jp/shigenkaisyu/login/>

事前の参加登録
はこちら

登録フォーム



登録済みの方
はこちら

ログイン画面



※制度説明動画の視聴・コンテンツの閲覧には事前の登録が必要です。未登録の方は、上記QRコードより参加登録をお願いします。

◆ ◆ ◆ 制度に関するQA ◆ ◆ ◆

Q 制度の対象となる資源はどのようなものですか。

A 制度開始時は、PP材（ポリプロピレン）が原料のバンパーや内装材、ガラスはサイドガラスが対象となります。その他の樹脂等についても、制度開始後、随時対象に追加していく予定です。

Q 資源回収インセンティブ制度の対象はどのような事業者ですか。

A 資源を回収する役割を担うのは、解体事業者や破砕事業者となります。ただし、制度参加いただく際には、原材料メーカー等関係事業者と「コンソーシアム」を構成いただく必要があります。

Q 制度開始時期はいつ頃になりますか。

A 2026年度4月からの制度開始を予定していますが、正式に決定後、資源回収インセンティブ制度特設サイトにてご案内いたします。特設サイトについては、本チラシの表面をご確認ください。制度説明動画を視聴いただけるほか、制度参加のための参考情報も発信していく予定です。

Q 制度に参加するために必要な手続きについて教えてください。

A 解体業者・破砕業者・原材料メーカー等により「コンソーシアム」を構成いただき、コンソーシアムを代表する『管理会社』を定め、資源の回収から再資源化等までの運用や体制を構築した上でお手続きください。募集要項等は2025年4月頃に特設サイトで公表を予定しています。

Q インセンティブを受けることで、採算性の面で十分な利益が見込めるのでしょうか。

A インセンティブは、あくまで資源の回収に要する費用の一部をリサイクル料金から付与するものとなります。樹脂やガラスの回収・運搬等に必要なコストと樹脂・ガラスの売却額や解体自動車の引渡しに際しての買取額などを総合的に勘案し、ご判断ください。

Q 解体業者が制度に参加した場合、中古部品として販売したいものはこれまで通り売却できますか。

A 制度に参加した場合でも、中古部品として売却するために取り外した部品は、商品として販売できます。



▶ 制度に関するお問い合わせはこちら



※お問い合わせの内容によりましては、回答までにお時間を頂戴する場合がございます。

